

## 読谷村景観地区助成金の申請手続きについて

### 1 交付申請の受付期間等

#### (ア) 新規（新築等）の場合

- ① 申請期間は各年度の4月～11月を基本とします。
- ② 補助金の交付申請は景観法第63条第2項の認定証の交付を受けた日から、工事着工の前日までに行ってください。

#### (イ) 既存のものにおける補修・修繕の場合

- ① 申請期間は各年度の4月～11月を基本とします。
- ② 補助金の交付申請は工事着工の前日までに行ってください。

### 2 提出書類について

#### (ア) 交付申請における必要書類

必要書類		備考
1 交付申請書	第1号様式	要綱第3条
2 設計図書※1	位置図	
	配置図	
	立面図(2面以上・カラー)	
	緑化計画図	
	現況写真及び撮影方向図	
3 施工金額積算書(見積書等)		対象工事の金額がわかるようにして下さい 一式表記を極力行わないで下さい
4 その他	委任状	任意様式
	県産資材証明書など	

※1：景観法第63条第2項の認定証(写)を添付することで省略可能

(イ) 完了報告における必要書類

必要書類		備考
1 対象行為完了報告書	第6号様式	要綱第7条
2 完成写真 <sup>※2</sup>	完成写真及び撮影方向図	交付申請時と同じアングルの写真を含めること
3 施工に要した領収証(写)	領収証(写)	
	金額の内訳がわかる書面	対象工事の金額がわかるようにして下さい
4 その他	委任状	任意様式
	納品書など	助成対象資材等の使用が確認できるようにして下さい

※2：景観地区内における建築等の完了届出書(写)を添付することで省略可能

3 その他注意事項等

- 助成金の額は千円単位とし、千円未満は切り捨てとします。
- 赤瓦設置工事の助成は沖縄県産赤瓦である証明が必要です。
- 石垣設置工事の助成は積み石が琉球石灰岩である証明が必要です。
- 生垣設置工事の助成はフクギ(村木)、クロキなど地域植生に調和している必要があります。
- 石垣及び生垣の助成対象は、道路など公共の場所から容易に望見される部位となります。
- 助成は予算の範囲内において実施します。